

単位老人クラブ 活動内容	
生きがいづくり 楽しい趣味・文化活動が盛りだくさん	囲碁・将棋、カラオケ、観劇会
健康づくり スポーツの輪で、いきいき健康に	グラウンドゴルフ、ボウリング、ウォーキング
仲間づくり 同世代の連帯！支え合い！	友愛訪問、日帰り旅行、サロン活動
地域づくり ボランティア活動の支援	地域清掃、子ども見守り隊

市老人クラブ連合会 活動内容	
▽老人クラブ大会(会員の米寿、白寿、金婚祝い)	
▽グラウンドゴルフ大会(年2回)、ペタンク大会、ボウリング大会	
▽ゴルフコンペ(年2回)、健康ウォークラリー、体力測定会	
▽女性文化祭、カラオケ大会	
▽囲碁将棋大会(年2回)、観劇会	

備 市内の商店街や商店で会員証を提示すれば、割引などを受けられる制度を実施中です。

ご協力ありがとうございます
～平成28年熊本地震義援金、
平成28年鳥取県中部地震災害義援金、
東日本大震災義援金～

市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額お届けしています。

11月1日～30日にご協力いただいた方は次のとおりです。
 ▽平成28年熊本地震義援金 守口支援学校PTA NPO法人ようきすなお会

11月30日までに寄せられた義援金総額は次のとおりです。
 ▽平成28年熊本地震義援金 3,150,145円
 ▽平成28年鳥取県中部地震災害義援金 26,841円
 ▽東日本大震災義援金 31,228,488円

なお、いずれの義援金も平成29年3月31日(金)まで受け付けています。

注 平成28年鳥取県中部地震災害義援金は、平成29年3月31日(金)まで延長になりました。

問 健康福祉部・総務課 TEL 06-6992-1570



大募集 老人クラブ会員
 ～延ばそう 健康寿命～

老人クラブとは

現在、市老人クラブ連合会に所属する13の単位老人クラブがあり、約8千人の会員の人が入会しています。

市老人クラブ連合会、単位老人クラブでは、趣味やスポーツなど、さまざまな活動を行っています(左表)。

- 魅力**
- ▽同世代の新しい仲間ができる
 - ▽健康の維持・増進につながる
 - ▽心の安らぎ、充実感が得られる
 - ▽今までの仕事や趣味などの経験を生かす機会が増える
 - ▽社会活動への参画と貢献ができる

- 入会しませんか**
- ▽楽しい活動で、充実した自分を再発見!
 - ▽暮らしに彩りを添えて、心豊かな生活を!
- 対** おおむね60歳以上
申 近隣の単位老人クラブ、市老人クラブ連合会事務局
問 市老人クラブ連合会事務局 (菊水老人福祉センター内、菊水通2-15-17)
 TEL 06-6992-7634

愛の献血にご協力を

時・場

- ▽1月15日(日)・29日(日) 10:00～12:00、13:00～16:00 イオンモール大日
- ▽18日(水)10:00～12:00、13:00～16:00 守口市役所

問 健康福祉部・総務課
 TEL 06-6992-1570

善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。

【社会福祉のために】
 守口市シルバー人材センター、匿名1件

高額介護合算療養費の支給申請書を送付

高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯で一定の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

医療保険や介護保険では、支払った自己負担額について、高額療養費や高額介護サービス費により、月単位で上限額を設けていますが、この両方を負担する世帯の軽減を図るため、高額介護合算療養費を設けています。

高額介護合算療養費における世帯の自己負担限度額は下表のとおりです。支給対象となる世帯には、高額介護合算療養費支給申請書を送付します。

支給対象

世帯における自己負担額の合算額から、自己負担限度額(下表)を差し引いたとき、500円以上となる場合です。医療保険と介護保険のどちらかの自己負担額が0円である場合は支給対象外です。

合算対象期間

平成27年8月1日～平成28年7月31日(1年間)

合算対象自己負担額

保険医療機関などで支払った自己負担額の合計額

注 国民健康保険加入者で70歳未満の人は、1医療機関で月2万1千円を超えた自己負担額のみが合算の対象です。また、高額療養費に該当し、支給を受けることができる場合は、高額療養費の支給額を差し引いた額が支給対象です。

申請書の送付時期

1月下旬から2月初旬を予定

申請方法

〈国民健康保険の加入者〉
 支給申請書を送付しますので、保険課まで提出してください。

注 平成27年8月1日～平成28年7月31日の間に、転入や転出により保険証が変更となった人は、「自己負担額証明書」が必要な場合があります。必要な人は、保険課に連絡してください。

〈後期高齢者医療制度の加入者〉

大阪府後期高齢者医療広域連合から支給申請書を送付しますので、同連合に返送するか保険課まで提出してください。

注 平成27年8月1日～平成28年7月31日の間に次に該当する人は、申請書の送付がなくても申請できる場合があります。

- ▽転入や転出によりお住まいの市町村に変更があった人
- ▽新たに後期高齢者医療制度に加入した人

詳しくは大阪府後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

▽国民健康保険の加入者
 問 保険課・給付係
 TEL 06-6992-1545

▽後期高齢者医療制度の加入者
 問 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課
 TEL 06-4790-2031

問 保険課・給付係
 TEL 06-6992-1545

表 高額介護合算療養費における世帯の自己負担限度額 (平成27年8月1日～平成28年7月31日の合算額)

世帯区分	国民健康保険+介護保険(～69歳の世帯)	世帯区分	国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の世帯)	後期高齢者医療制度+介護保険
基礎控除後の所得(※1) 901万円超	212万円	現役並み所得(※2)	67万円	67万円
基礎控除後の所得(※1) 600万円超901万円以下	141万円	一般所得	56万円	56万円
基礎控除後の所得(※1) 210万円超600万円以下	67万円	低所得(※3)	II	31万円
基礎控除後の所得(※1) 210万円以下	60万円		I	19万円
市民税非課税	34万円			

- (※1) 世帯における国民健康保険加入者の総所得金額などの合計額
- (※2) 世帯における70歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の中で、市民税課税所得が145万円以上の人1人以上いる世帯
- (※3) 市民税非課税の世帯。なお、低所得Iは、世帯における国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者の所得がいずれも0円である世帯

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用してください。

夜間 1月23日(月)・24日(火)・26日(木)・27日(金)
 いずれも午後7時30分まで

休日 1月29日(日)午前10時～午後3時

場 保険収納課、保険課 TEL 06-6992-1538、1545、1625